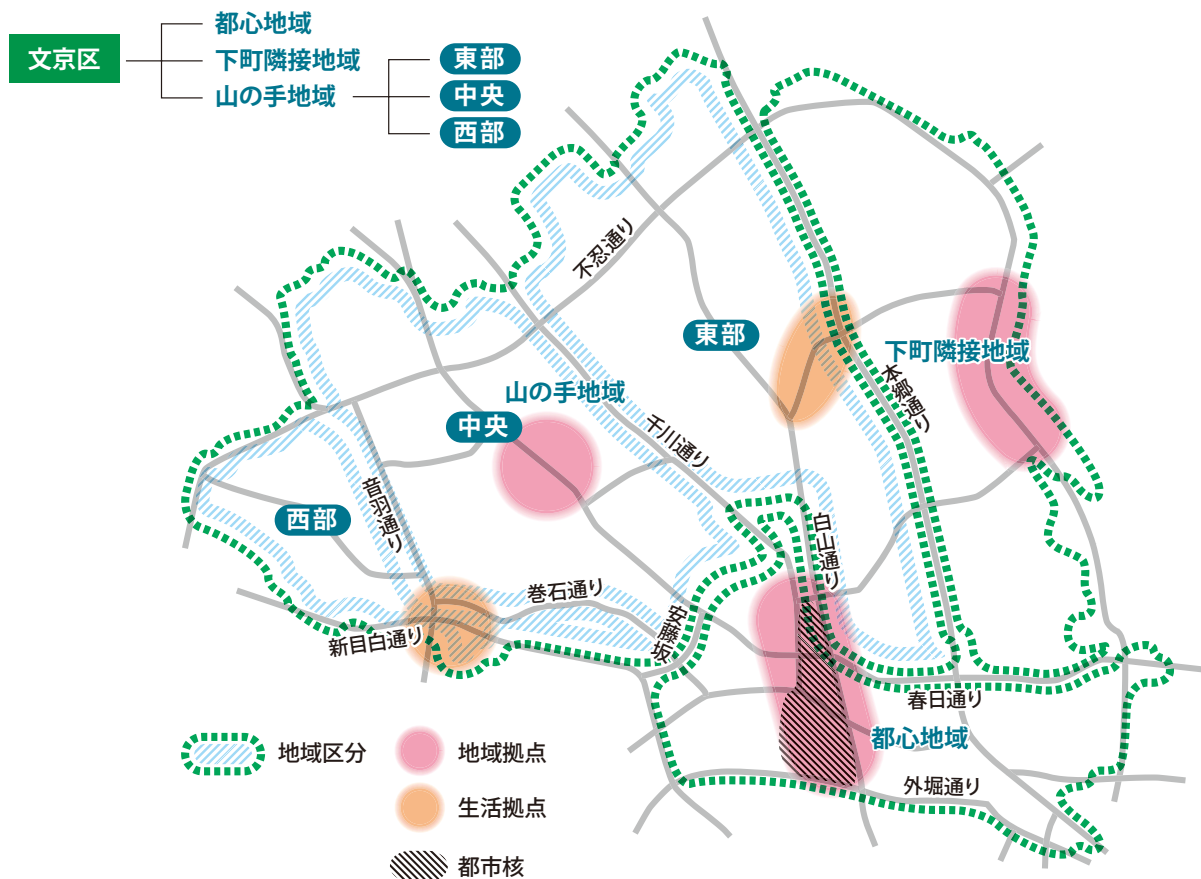


3-2 まちの将来構造

(1) 基本的考え方

- 地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定します。
- 地域区分ごとに中心となる拠点を配置します。都心地域と下町隣接地域及び山の手地域中央には「地域拠点」を、山の手地域東部と山の手地域西部には「生活拠点」をそれぞれ配置します。
- 文京シビックセンターを中心に高次の都市機能を集積することによって、文京区のまちづくりをリードするとともに、中心的な役割を果たす区全体の核として、「都市核」を都心地域における地域拠点の中に配置します。
- 各拠点がもつ機能は異なるため、機能を相互に補完し拠点の結びつきを強化することで、区民がより豊かな都市生活を享受できるようにする必要があります。このため、南北方向を主体とした道路と、これを補完する東西方向の道路を結ぶネットワーク軸を配置します。また、まとまった緑の空間を相互に結び、回遊性を高め、様々な生物が生息できる環境を形成するため、人と生物が行き交う緑と水のネットワーク軸を配置します。

図3-1 地域区分と拠点の位置



(2) 将来都市構造

① 地域拠点

○地域拠点は、都心地域・下町隣接地域・山の手地域それぞれにおいて、広域的に人や情報が集まる拠点であり、広域商業や業務などの機能と、日常生活の利便性を高める様々な機能が集積し、地域の活性化の核となります。文京シビックセンター周辺、根津駅・千駄木駅周辺、茗荷谷駅・教育の森公園周辺に配置します。

○地域拠点は、次に示す生活拠点の機能も併せ持つものとします。

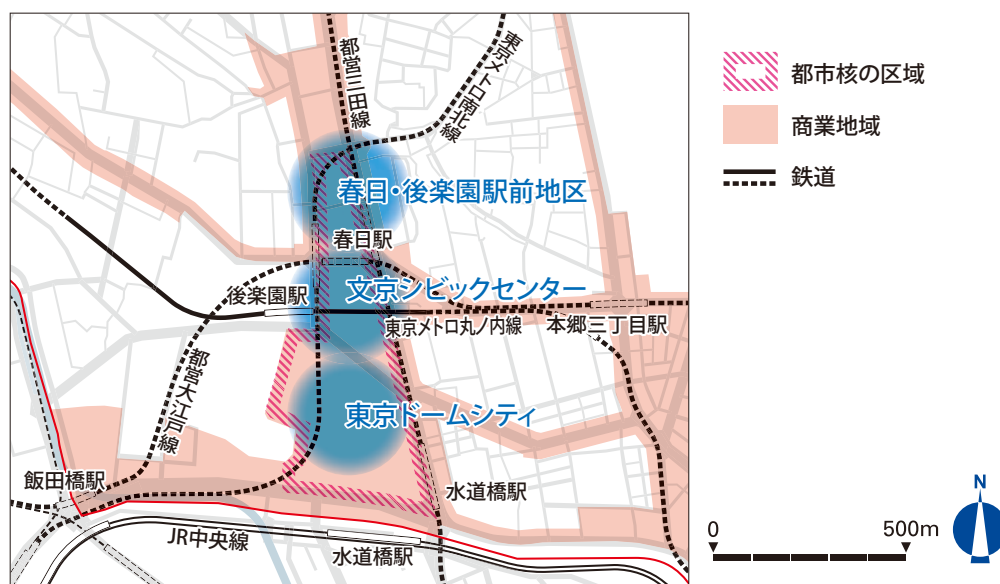
② 生活拠点

○生活拠点は、圏域として広がりのある山の手地域において生活圏域を考慮して配置する拠点であり、商店街を中心とした日常生活の利便性を高める様々な機能が集積し、地域の活性化の核となります。山の手地域東部の白山駅周辺と、山の手地域西部の江戸川橋駅周辺に配置します。

③ 都市核

○文京シビックセンター（※1）・東京ドームシティ（※2）・春日・後楽園駅前地区（※3）の一带は、行政・文化・芸術・広域商業・業務・スポーツ・レクリエーション施設など高次の都市機能がコンパクトに集積し、地下鉄と主要ネットワーク軸がそれぞれ4路線交差する区内で最も交通利便性の高い地区です。このため、この一带を、区全体の中心的な役割を果たす核として、様々な機能や人々の流れを有機的に連携させ、広域的な都市交流の中心となる都市核とします。

図3-2 都市核の区域



※1: 文京シビックセンターは、文京区全体にわたって広く行政・文化・芸術などのサービスを提供する機能をもつ施設です。

※2: 東京ドームシティは、広域的な集客力をもつスポーツ・レクリエーション施設です。

※3: 春日・後楽園駅前地区は、商業・業務・居住等の機能や、緑豊かなオープンスペースが位置付けられ、市街地再開発事業が予定されている地区計画区域です。

- 都市核については、賑わいの連続する都市交流空間として、また、文京区のまちをリードする求心力と情報発信力を持ち合わせた、新たな魅力の空間として、シンボリックなゾーンを形成します。

④主要ネットワーク軸

- 主要ネットワーク軸は区内外を連絡し、また拠点相互を連絡する主要幹線道路であり、景観面や防災面で区の骨格を積極的に形成するとともに、拠点や沿道における活力と賑わいのある都市活動を支えます。新目白通り・目白通り、春日通り、白山通り、本郷通り、蔵前橋通り、放射25号線、音羽通り、外堀通り及び不忍通りの9路線（※1）に配置します。
- 環状3号線は都市計画道路であり、現在整備のあり方を検討中ですが、現時点では播磨坂通りの区間を除いて現道がないため、整備時期や整備形態等が明確になるまでは、機能や位置付けを都市マスタープランに反映しないものとします。なお今後は、「区部における都市計画道路の整備方針」（※2）に基づき、整備の実現に向けて関係する機関と連携を図りながら、道路線形、幅員、構造形式など都市計画の見直しを検討します。

⑤生活ネットワーク軸

- 生活ネットワーク軸は、区内の交流を進めるため拠点相互を連絡する生活幹線道路であり、東西方向のネットワークを形成し、南北方向を主体とした主要ネットワーク軸の機能を補完する軸です。千川通り、言問通り、補助178号線、播磨坂通り、巻石通り及び音羽中学校前通りの6路線に配置します。

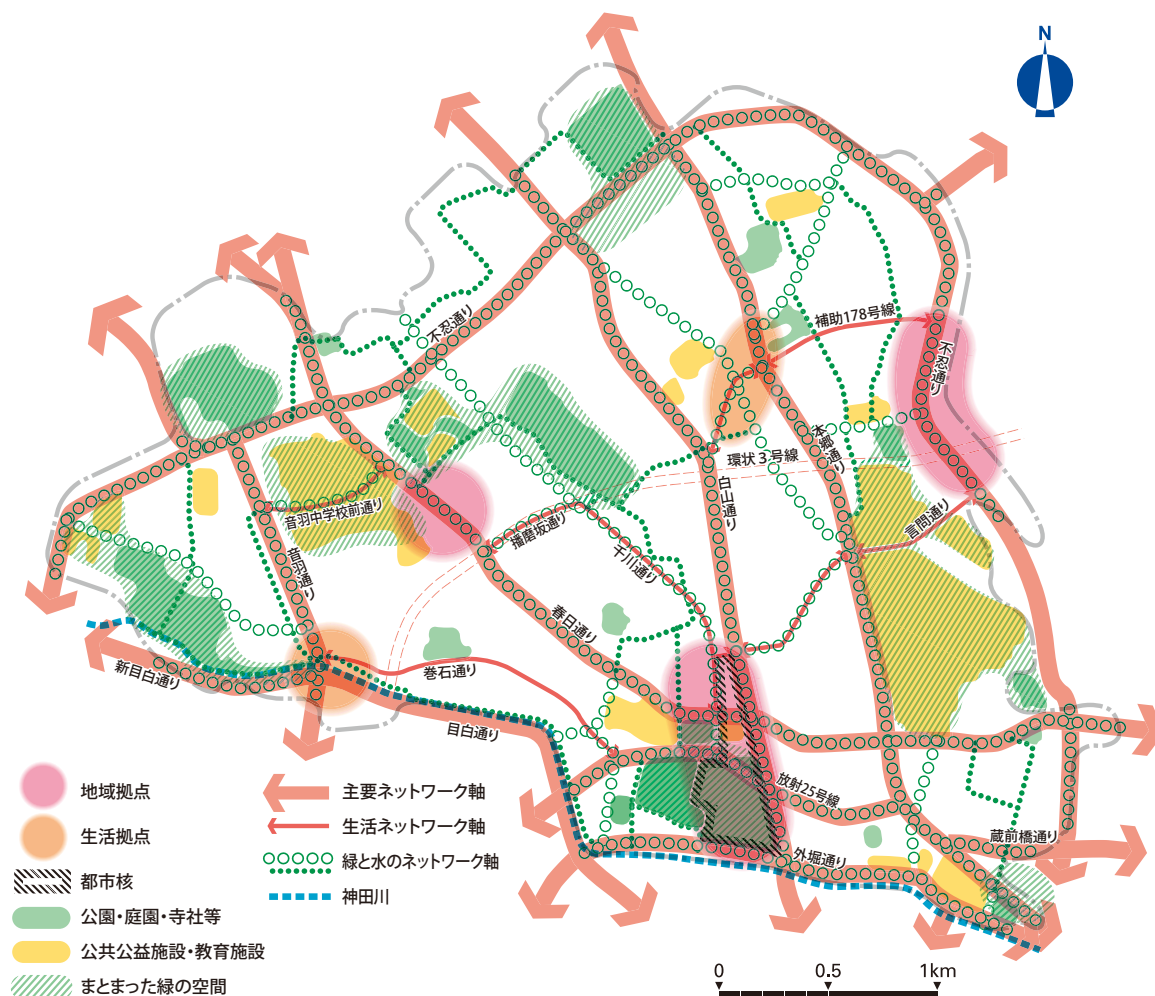
⑥緑と水のネットワーク軸

- 緑と水のネットワーク軸は、大規模な公園・庭園・寺社等や、教育施設などのまとまった緑の空間と、低層住宅市街地及び神田川を結ぶ軸です。
- 主として街路樹が連続する主要幹線道路や生活幹線道路に配置するとともに、これを補完する軸として主な生活道路とその沿道宅地にも配置します。

※1:道路の名称は、公示された名称のほか、地域で呼ばれている名称や、沿道の施設名などを冠して命名した名称を使用します。(以下、同じ。)

※2:「区部における都市計画道路の整備方針」は、東京都と特別区により、平成16年3月に策定されました。これに基づき、都市計画道路の整備を着実に進め、計画的かつ効率的な道路ネットワークを早期に形成していくことにしています。

図3-3 将来都市構造図



●主要ネットワーク軸及び生活ネットワーク軸

- 主要ネットワーク軸： ○新目白通り・目白通り（放射7号線） ○春日通り（放射8号線）
 （9路線） ○白山通り（放射9号線） ○本郷通り（放射10号線）
 ○蔵前橋通り（放射14号線） ○放射25号線
 ○音羽通り（放射26号線） ○外堀通り（環状2号線）
 ○不忍通り（環状4号線・補助94号線）

- 生活ネットワーク軸： ○千川通り（補助79号線）の一部〔小石川一丁目～小石川植物園前〕
 （6路線） ○言問通り（補助95号線）の一部〔小石川一丁目～根津〕
 ○補助178号線〔白山下～千駄木〕
 ○播磨坂通り（環状3号線）〔小石川四丁目〕
 ○巻石通り〔後楽二丁目～音羽一丁目〕
 ○音羽中学校前通り〔大塚一丁目～大塚警察署前〕

※環状3号線：都市計画道路ですが、播磨坂通りの区間を除き未整備。